

令和2年度事業計画

I 基本方針

我が国経済は、平成24年を底に緩やかな景気回復が続いているが、令和元年の10-12月期は台風や消費増税による駆け込み反動減などからGDPは前期比マイナス1.6%に転じている。令和2年度の日本経済は、このような状況に加え、新型コロナウイルスの世界的な蔓延による世界経済への影響が懸念されている。そのような中、JICAの予算は前年度と同様であるが、予算執行については、新型コロナウイルスによる渡航・活動制約、イラン情勢などにより多分に影響されることが予想され、楽観は許されないものと思われる。

また、JICAのコンサルタント契約制度においては、昨年から「技術・価格評価方式(QCBS)」が部分的に導入されており、受注する側の競争力・資質が強く求められる状況になってきている。このように、技術の高度化・多様化が一層求められる中、様々な民間企業等の森林分野への参入が更に進むことが予想されることから、安定的な事業を確保するには更なる厳しさが予想される。

しかしながら、地球温暖化対策としてのREDD+の積極的な推進及び防災・減災に係る対策が一層求められるなど、森林保全や持続的経営の重要性は依然として高い状況にある。

一方、国内事業については、森林環境譲与税の譲与額が前倒しで増額されることとなったことなどから市町村の事業が今後増大しこれに対応し森林調査等の事業発注が増大することが予想される。

このような状況に対応して、当協会としては、REDD+を含めたスキームや従前からの森林の持続的な管理の実践、さらには、森林環境譲与税関連事業に向けた国内事業に向けて職員の資質の一層の向上を図り、内外の関係機関の様々な要求に応えつつ、森林・林業分野の専門家集団として、地域の中での森林という現場に力点を置き、森林・林業、環境分野でJICAの技術プロジェクトや森林環境譲与税事業を始め国内外の様々なスキームを対象として事業を展開していくこととする。

また、今後については収益性を確保しながら幅広く各種事業の効率的かつ着実な展開を進めていくこととする。その際、企業倫理の徹底、各種法規制の遵守などコンプライアンスの確保を念頭に置くこととする。

このように、当協会をめぐる状況は厳しい中にはあるが、今後とも充実した事業運営を行うため、経費の節減、新たな収入対策など一層の経営努力を行うとともに、団体会員、個人会員、及び関係機関等との連携を密にして、各種事業の円滑な実施を図り、併せて公益及び会員サービスの展開に努めることとする。

II 業務推進重点項目

- (1) 効率的な事業の運営及び経費の節減
- (2) 海外森林・林業協力事業及び関連事業の展開
- (3) 森林環境譲与税関連等の国内でのコンサルタント事業の展開
- (4) 国内外での森林関連ビジネスの展開の検討・実施
- (5) 緑の募金活動及びイオン財団による植林への参画推進
- (6) 海外森林・林業に関するコンサルタントとしての技術水準の向上
- (7) 国内外の森林・林業に関する情報の収集・整備の強化
- (8) 研修事業の積極的推進
- (9) 関係団体等との協力の推進
- (10) 団体会員及び個人会員への会員サービスの実施（ニュースレターの発行など）

III 事業計画

(1) JICAの技術協力の実施

令和2年度においても継続する「モザンビーク国持続可能な森林管理・REDD+プロジェクト（第1期）」、「マラウイ国ザラニマヤ森林保護区の持続的な保全管理プロジェクト（第3期）」、「ケニア国持続的森林管理のための能力開発プロジェクト（REDD+準備段階コンポーネント）（第3期）」、「イラン国カルーン河上流域における参加型森林・草地管理能力強化プロジェクト（第1期）」、「ケニア国トルカナ持続可能な自然資源管理及び代替生計手段を通じたコミュニティのレジリエンス向上プロジェクト（第2フェーズ）」、「マケドニア国持続的な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・

減災（Eco-DRR）能力向上プロジェクト（第2期）」を関係機関等との協力をしつつ期待される成果を発現するよう実施する。また、協会の持っている技術・経験・知見を活用できる新規案件に積極的に応募し、受注に向けて最善を尽くす。

（2）JICAの研修事業の推進

令和2年度においても継続する「地域住民の参加による持続的な森林管理コース」、インド国を対象とする2研修「持続的森林管理及び統合的流域管理コース」及び「持続的森林管理及び生物多様性保全コース（幹部クラス）」を、研修員のニーズを把握しながら、効果的に実施する。また、その他の研修についても要請があれば可能な限り対応する。

（3）植林協力事業

平成30年度から開始した緑の募金事業としての「モンゴル国ボルガン県における飼料木を用いた放牧地保全造成事業」及び令和2年度から開始するイオン財団事業としての「劣化した放牧地における保全林造成プロジェクト」を実施する。

（4）国内事業の展開

森林環境譲与税関連事業及び国内森林・林業の推進に向けた林野庁、地方自治体及び関係機関の取組みに対応して、関係団体等からの情報収集及び必要となる技術の向上を図りながら、これらに関連する事業の受注を図る。また、製材関連職種の「2号移行職種化」に関する調査を引き続き実施する。

（5）情報の発信

これまで継続して発行しているニュースレターを年2回継続発行するとともに、ホームページにおいて最新の事業情報を掲載し、会員及び関係機関への情報発信に努める。

（6）その他事業等の実施

上記以外の事業についても、事業の発掘・要請等を通じて、実施可能性があるものについて積極的に対応する。